

第20回教育委員会会議

1 日時 令和6年12月24日（火） 午後3時～午後5時05分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長
平井 正朗 教育長職務代理者（ウェブ会議の方法により参加）
巽 樹理 委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一 委員
赤木 登代 委員
長谷川葵 委員

藤巻 幸嗣 教育次長
山口 照美 港区担当教育次長
福山 英利 教育監
松田 淳至 総務部長
松浦 令 政策推進担当部長
近藤 律子 学校環境整備担当部長
上原 進 教務部長
大西 啓嗣 指導部長
中道 篤史 第3教育ブロック担当部長
橋本 洋祐 総務課長
山東 昌弘 学校適正配置担当課長
花月 良祐 施設整備課長
上田 慎一 教職員人事担当課長
中川 達雄 教職員服務・監察担当課長
坂田 浩之 首席指導主事
関谷 茂俊 首席指導主事

近藤 健司 英語イノベーション担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

川村 晃子 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に赤木委員を指名
- (3) 案件

議案第114号	市会提出予定案件（その20）（摂陽中学校建設工事請負契約締結について）
議案第115号	市会提出予定案件（その21）（桑津小学校建設工事請負契約締結について）
議案第116号	市会提出予定案件（その22）（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）
議案第117号	職員の人事について
議案第118号	職員の人事について
報告第41号	職員の人事について
報告第42号	令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
報告第43号	令和7年度予算要求状況について
報告第44号	職員の人事について
協議題第13号	「大阪市教育振興基本計画」改訂（案）について
協議題第14号	国際バカロレア教育について
協議題第15号	令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施内容について

なお、議案117号及び第118号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案114号から第116号、報告第43号及び第44号、協議題第13号から第15号について

ては、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（4）議事要旨

報告第41号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、12月20日付けの人事異動に関するものである。全市における人事異動日程にあわせ発令を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により本日ご報告するものである。

総務部教育政策課担当係長を兼務する旭区役所企画課担当係長である田窪一樹が、政策企画室に転出となることから、兼務を免することとした。その後任人事については、報告第44号でご報告する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第42号「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、文部科学省より本調査の結果が公表されたことに伴い、本市の結果及びこれまでの取組についてご報告させていただく。

資料2ページをご覧いただきたい。こちらは、「暴力行為発生件数」「いじめ認知件数」「不登校児童生徒数」における、全国、大阪府、大阪市の3年間の推移を小中学校別にお示ししたものである。まず、上段の「暴力行為発生件数」については、令和5年度は令和4年度と比べ、小中学校ともに若干の減少となっている。次に、中段の「いじめの認知件数」についても、令和5年度は令和4年度に比べ、小中学校ともに件数は減少しているが、件数の増減に関わらず、軽微なものも見逃すことのない、丁寧な対応が引き続き必要であると考える。下段の「不登校児童生徒数」については、全国と同様に増加を続けており、引き続き支援をすすめていく必要があると認識している。

続いて資料3ページ、左のグラフをご覧いただきたい。こちらは、教育振興基本計画に掲げる指標項目である、「学校のきまり（規則）を守っていますか」の児童生徒の回答状況である。肯定的な回答の割合が、小中学校ともに年々増加を続けており、これは各校における規範意識の醸成の積み重ねが、暴力行為抑制の要因の一つになっているのではないかと考えている。

次に、右のグラフをご覧いただきたい。こちらは、令和2年度以降における、いじめの発見のきっかけについて示している。小中学校ともに、教職員等が発見している割合が、いずれの年も全国を上回っている。これは全教職員に対して、いじめの定義や、いじめの対応についての理解を深めることを目的としたeラーニング研修や、その振り返りチェックシートの実施、さらには一人一台学習者用端末を活用したいじめアンケートの実施によるものと推測している。また学校において、いじめを発見した後は解消に向けて対応を行うが、解消している割合については小中学校合わせて91.9%と報告されている。なお、解消に至っていない残りの件数については、いじめの認知から少なくとも3か月が経過していることや、当該児童生徒やその保護者への直接の聞き取りにより、心身の苦痛を感じていないことを確認したうえでの解消とするため、すべての学校において、取組の最中であると確認している。

続いて、資料4ページをご覧いただきたい。本市におけるいじめ・暴力行為への対応にかかる取組を一覧にした。いじめや暴力行為への対応として、上段にあるように、未然防止に向けた取組として、大阪市いじめ対策基本方針の徹底や学校安心ルールの活用による規範意識の醸成などに取り組んでいる。また、中段左側にある、早期発見・早期支援として、各学期で行ういじめアンケートの実施や各校における教育相談をはじめとした活動などの取組、さらに、中段右側にある事案対応の各取組として、大阪市版スクールロイヤーによる研修などによる取組など、各段階に応じた取組を通じて、静穏かつ明るい教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、子どもたちが健全に成長できる学校生活をめざし、これまでの取組をより教職員に浸透させることができるように、引き続き努めてまいる。また、下段に記載しているように、この間、いじめ第三者委員会からの提言を受けたいじめの事案にかかり、今後の対応についてご報告したとおり、さらなる取組の推進に向け、いじめについてのアンケートにおける組織的で適切な対応の徹底を図ってまいる。

続いて、資料5ページをご覧いただきたい。こちらは、本市の不登校支援にかかる各校での対応及び事業の一覧である。本市における不登校児童生徒への対応については、一次

では未然防止、二次では早期発見・早期対応、三次では個に応じた支援というように、児童生徒の実情に応じながら、段階的な対応を行っているところである。二次、三次の取組にかかる事業として、市内3か所に設置している教育支援センターの継続運営にあわせて、中段に太字で示している、校内教育支援センターとして設置しているスペシャルサポートルームのモデル設置により、登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒への支援をさらに充実させた。また、在籍校への登校が困難な生徒への支援として、「学びの多様化学校」である心和中学校を開校するとともに、右側下段に太字で示しているように、すべての不登校児童生徒及び保護者を支援するための登校支援室「なごみ」を併設設置している。

続いて、資料6ページでは、ただいまご説明した各事業の進捗状況をお示ししている。心和中学校は、2年生6名、3年生20名の26名の在籍にて4月よりスタートしたが、10月の後期転入を経て、新たに1年生9名、2年生24名、3年生7名が加わり、現在は66名が在籍している。なお、生徒の出席状況としては、およそ70%程度で推移をしている。また、令和7年度の前期転入についてもすでに進めており、新たに10名程度を受け入れる予定としている。次に、教育支援センターにおける登録者数の状況については、9月現在での合計が306名と、例年以上のペースで登録が進んでいることから、徐々にではあるが、認知の広がりが想定されるところである。

最後に、7ページをご覧いただきたい。登校支援室「なごみ」については、心和中学校の受入れ業務をはじめ、不登校支援の総合的な相談窓口としての役割を果たすものとして、記載のとおり多岐にわたる業務を行っている。年度当初に各校へ設置の通知を行い、11月にも校長会等にて改めて周知した。今後も認知をさらに広げるよう努めてまいる。スペシャルサポートルームのモデル設置については、10月に全モデル校へ支援員の配置が完了した。また、支援員の資質向上にむけて、毎学期に研修を実施している。児童生徒の月別活用者数については、1校あたりの平均活用者数は32.6人、1日当たりの平均活用者数は2人弱となっており、徐々に活用する児童生徒が増加していると聞いている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 最初のところの統計ですけれども、1、暴力行為の発生件数、2、いじめ認知件数、3、不登校数ということですが、昨今この会議でもいじめの深刻な案件が出てくる中で、暴力というのは、これは身体的な暴力だと思うのですけれども、精神的な暴力、特にネット、SNSによるものが深刻にいじめに繋がる問題があるので、そのところ

の調査も入れるべきではないかと思いました。それでいじめに繋がったりあるいは暴力に繋がったりということもあります。想像を絶することが子どもたちの間に起こっているので、それを統計として認知をしないと対策もままならないのではないかと考えました。

【大西指導部長】 ありがとうございます。こちらの統計につきまして、いわゆる有形力を伴う暴力行為ということになっているかと思いますが、このいじめなり不登校にも関連するかもしれません、ご指摘いただいたように、SNSに絡むような情報による要因というのも大きいかと思います。どのような把握の仕方があるかということも含めて解決に繋がるような手法をまた検討してまいりたいと考えます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 今、大西部長がおっしゃったのは暴力行為の発見件数の数字の取り方ですよね。いじめの認知件数の中にSNSが関連するというものはこの中には入っているということですか。

【大西指導部長】 いじめ件数の認知のところで対応する中で、要因にSNSの行為というものがでてくるのかなと。SNSに絡むそういった行為については、直接的に数を把握するということは手法としては難しいのかなと思います。被害を訴える子どもたちからの聞き取りの中から見えてくるものがあるのかなと考えます。

【長谷川委員】 1点目は先ほどの赤木委員と関係すると思いますが、重大事案の把握の件数というのは、統計はないのでしょうか。おそらく大阪市では以前お伺いしたことはありますが、全国的なものと比べてそれが多いのか少ないのか、いじめの発生件数に比べて比率がどうなのかといったあたりも、もし把握するものがあれば教えていただけたらと思います。

【大西指導部長】 今回資料でお示ししていますのは、文部科学省が行っております調査での統計上の報告をさせていただいております。本市におけるいじめの重大事態の件数といたしましては、直近3年間、令和3年から5年にかけては令和3年度が16件、令和4年度が28件、令和5年度が34件というような数字の把握、またそれに合わせて全国や大阪府の統計も把握はしておりますが、そういうことから認知件数との関連等については、今後検証は進めていけるのかなと考えます。

【長谷川委員】 いじめの定義からするといじめの件数を抑えるというのはかなり難しいと思っています。そこから重大事案に発展しないように抑えるというのは非常に大事だと思うので、そのあたりの分析と対策なども検討いただけたらと思います。不登校の方

では、なごみルームの設置などで活用の具体的な数字が出ていると思います。いじめの方でも例えばアンケートがどれくらいの数、実際の報告としてあがるものが取れているのかとか、LINEでの相談を小学校に配って通知はしていると思いますが、実際にどれくらいの活用がされているのかというあたりが少し気になっています。制度だけできて利用されていなかつたら勿体ないので。今日の報告とは直接関係ないのかもしれませんけれども、それを追っかけたところも次のタイミングで教えていただければと思っております。よろしくお願ひします。

【大西指導部長】 今おっしゃっていただいたような内容の件数というのは、我々の方も把握しております。例えば学校の端末の方に搭載しております相談申告機能については令和5年度の数字になりますが2,672件、SNSの相談窓口が1,295件というような活用の状況が件数としてはあがっております。各校のいじめアンケートの結果というのは個別には集約しておりますので、また集約したものはご報告できるのかなと思いますが、今は数字が手元にございませんので、また後程ご報告させていただければと思います。

【大竹委員】 3ページのいじめの発見のきっかけは、学校の教職員等が発見するという割合が小学校の方は多く、早期発見の早期対応ということで良いと思いますけれども、小学校は令和2年から令和5年で80%台になっていますが、中学校は50%台です。この違いはどういうことに起因すると想定されているかわかれれば教えていただきたいというのがまず1点です。

【関谷首席指導主事】 小学校と中学校の割合の違いについてでございますが、いろいろな要因があるかとは思っていますが、例えば子どもの発達段階も含めまして周りの子どもからの声が入って来るケースでありますとか、実際に項目としては保護者からの訴えでありますとか、外部の相談機関からの情報が入ってくるとか、それぞれ様々ございますが、小学校と中学校の違いというところについては今後我々の方としても分析を進めてまいりたいと思っております。

【大竹委員】 ありがとうございます。学校での教職員の発見というのが早期発見に繋がると思うので、ぜひ中学校も80%台になれば早期発見で良いのかなと思うので、なぜこういう結果になっているのかまたわかれれば教えていただきたいと思っております。不登校対策として、ICTを活用したメタバースを検討していただいたらどうかということで、今検討していただいているということですので、ある程度詳細がわかれればこの場で報告をして議論させていただければ有難いです。これはお願ひです。

【大西指導部長】 3学期に試行的な取組というのを計画しております。またそれを踏まえまして、また令和7年度ももう少し広くそういった試行的な運用をした上で、またそこでの課題なり成果なりを踏まえてご相談させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

【異委員】 いじめ案件ですけれども、やはり数年前と違ってSNSなどのいじめが多様化もしていて見えにくくなっている状況で、教員側も子どもの方が先にいってしまうので、置いていかれないように予防や防止の観点から、SNSやリスク管理というところの研修は必須になってくると思います。小学校、中学校と子育てをしている中でやはり小学生の方が学校のことや友達のことを親に結構話しやすい年齢かなと。親が気づいて学校の先生に相談をするというようなことが多いのかなと思います。中学校に入ると思春期とかでなかなか親に話すきっかけもなく、懇談の時なども先生になかなか言いにくいというか見えないところもあるし、担任の先生とも小学校ほど距離が近くないのかなという感覚はちょっとあります。ここまでは自分の感想になります。不登校のところですけれども、小中で30万人から34万人に増えたということで凄い数が一気に増えたなと思っています。今後も急速に減っていくとは思えないので、やはり大阪市としても不登校の対策というのはしっかり取り組んでいかないといけないと思います。資料の5、6、7ページ辺りに不登校のことが書いていると思いますが、心和中学校に関しては表を見ると圧倒的に女子の方が多いのが特徴かなと思っています。令和7年度の前期転入の申し込み状況は17名ということで、ここからいろいろプレ登校であったり面談があったりというところに入ってくると思うのですけれども、心和中学校の定員が70名だと思いますが、それ以上の応募があった時にどういう入学の受入基準を設けていくのかというのをある程度決めておかないと、今の段階では定員内で収まっていると思いますが、1年後、2年後、5年後ともしかしたらこの状況から増えてくることが、これだけ不登校の生徒が増えているので、その時に基準というのを設けないといけないのかなと思っております。本来であればせっかく手を挙げてくれたところ全員受け入れてあげたいという気持ちはあると思うのですけれども、キャパシティのこともありますし、受け入れ人数というのがどうしても定員というのがあるので、そのあたり、ここにも生徒の出席状況がありますけれども、オンライン学習による出席認定も含むとなっていますが、例えばプレ登校や体験でその期間でも全く来ることができなかった生徒さんも受け入れを認めるのか、それとも心和で再出発というのかそこで頑張って登校できそうな子どもを優先的に取っていくのか、いろいろな条件があると思いますけれ

ども、これだけ増えてきた中でもう2、3年後が目に見えているのかなというのがあるので、そのあたりも決めていかないといけないと思います。結構親御さんは前のめりで、心和中学校でぜひとも頑張ってもらいたいという思いもあると思うので、何かそういう思いがあるのに不合格になったというのもちょっと心苦しいところではあるので、一度協議をしていただいて提示するというところも一つかなと思っています。

【大西指導部長】 ありがとうございます。今的心和中学校の入学の際の判断というのは、大変我々の方も重要な検討課題というふうに認識しております。早速令和7年度の前期転入につきましては、17名の方に申請いただいておりますけれども、学年の枠というものもあつたり、4月だけではなくて、10月後期転入という枠も必要でございますので、そういった中でどういった方を転入いただくなかというところの判断、登校状況、今66名の在籍されておられる生徒もなかなかほとんど出席ができない方もいらっしゃるような状況もございますので、転入判断前にどのような試行的、体験的なものも踏まえて判断するかというのは我々としてもしっかり検討してまいりたいと考えます。ありがとうございます。

【巽委員】 心和中学校はいろいろな視察の方が来られていて、おそらく沖縄以外全都道府県から視察が来てお忙しいと思いますが、大阪市からの転入がほとんど多いと思うのですけれども、先生方や校長先生も心和中学校を紹介するに当たって心和中学校がどういう中学校なのかとか状況というのを把握する意味でも、大阪市の先生方にも心和中学校を知ってもらう機会とか視察とかそういったものもあってもいいのかなと思いました。また良いところは公立中学校でも取り入れたり、いろいろな意見交換もあってより充実した学校にしていけばいいのかなと感じています。

【大西指導部長】 ありがとうございます。そういった周知につきましても校長会を通じて進めていけたらと、校長と連携しながら対応していきたいと思います。

【平井委員】 不登校の生徒について言うと、通信制の学校が全国的に非常に多く作られています。一番のポイントは継続率です。二つ目が不登校に繋がるいじめ事案です。SNSのいじめ、これが特に今年に入ってから新しいフェーズになってきたのではないかという気がします。SNS上のなりすましながら対応していきたいと思います。

【大西指導部長】 ありがとうございます。そういった点も踏まえて、また対策も研修も進めていけたらと考えます。ありがとうございました。

【多田教育長】 この調査結果については毎年度こういった形で国の方での取りまとめもございますので、また新たな取組も本市の方でも進めておりますけれども、その都度しっかりと検証をして施策の実現に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案第114号「市会提出予定案件（その20）」及び議案第115号「市会提出予定案件（その21）」を一括して上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第114号および第115号については、いずれも校舎建設工事請負契約の締結にかかるものであるが、予定価格が6億円を超えたため、今後、市会での審議を経る必要があるものである。

まず、議案第114号の資料3ページをご覧いただきたい。平野区の摂陽中学校においては、老朽化に伴い昭和37年から昭和45年に建てられた校舎等を建替えるものである。1の工事概要以下にあるとおり、4階建の校舎1棟の建設等について、野村建設工業株式会社と契約金額20億200万円で契約したいと考えている。5ページの左側が現況配置図で、網掛け部分の校舎などを解体し、右側の工事完了時の配置図で、南校舎棟およびエントランス棟と書かれた部分に、新しい校舎を建設する。

次に、議案第115号の資料3ページをご覧いただきたい。東住吉区の桑津小学校においては、老朽化に伴い昭和42年から昭和43年に建てられた校舎等を建替えるものである。1の工事概要以下にあるとおり、4階建の校舎1棟の建設等について、西野建設工業株式会社と契約金額11億550万円で契約したいと考えている。5ページの左側が現況配置図で、網掛け部分の校舎を解体し、右側の工事完了時の配置図で、北校舎棟と書かれた部分に、新しい校舎を建設する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第116号「市会提出予定案件（その22）」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案は、生野区の桃谷中学校区にある、令和3年度に学校再編整備計画を策定した「北鶴橋小学校」及び「鶴橋小学校」と、令和5年度に学校再編整備計画を策定した「東桃谷

「小学校」及び「勝山小学校」をそれぞれ統合し、「つるはし小学校」と「東勝山小学校」を新設するために「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」を市会へ提出するものである。施行期日については「市長の定める日」としているが、「つるはし小学校」については令和9年4月1日に、「東勝山小学校」については令和8年4月1日に施行する予定である。なお、新たな学校名については、それぞれの学校適正配置検討会議において決定されたものである。また、本条例案は、来年2月・3月市会に上程する予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第13号「『大阪市教育振興基本計画』改訂（案）について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

現行の教育振興基本計画は計画期間が令和4年度から令和7年度となっていることから、次の教育振興基本計画の改訂に向けて検討を進めてまいりたいと考えており、本日は改訂案の概略及びスケジュール案についてご説明申しあげる。

2ページをご覧いただきたい。まず、教育振興基本計画に係る根拠法令であるが、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、大阪市教育行政基本条例、こども基本法に定めがある。

3ページをご覧いただきたい。根拠法令に基づく流れとして、教育基本法第17条第2項では、「国の教育振興基本計画を参酌する」こと、大阪市教育行政基本条例第4条第1項では、「市長は教育委員会と協議して教育振興基本計画の案を作成する」こと、同第4条第5項では、「学識経験を有する者の意見を聞く」ことや「市民の意見を反映する」こと、こども基本法第3条第3項及び第4項では、「子どもの意見を聞く」こと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項では、「総合教育会議において協議する」こと、大阪市教育行政基本条例第4条第2項では、「市会の議決を経る」こととなっている。これらの根拠法令に則り改訂に向けて進めてまいる。

4ページをご覧いただきたい。こちらは、本市と国の教育振興基本計画の関連性となる。横軸の西暦と和暦の帯を境に、上段が本市の教育振興基本計画、下段が国の教育振興基本計画を表している。地方公共団体は国の計画を参照することから、令和4年度より施行している現行の本市計画において、2030年以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱等を示している。次に、国は令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を施行してお

り、第4期計画は、2040年以降の社会を見据えて策定されている。本市の次期計画としては計画期間を令和8年度から令和11年度の4年間で、現行の計画の後期取組として現行計画の改訂という位置付けにしてまいりたいと考えている。

5ページの右の計画改定案の欄をご覧いただきたい。まず、現行の通り、教育振興基本計画を大綱として位置付けることとし、計画期間を令和8年度から令和11年度、国第4期計画を参照し、めざすべき姿を2040年以降の社会を見据えていくこととしている。次に、第1編に大綱、第2編に施策を掲げるという構成及び基本理念、3つの最重要目標、9つの基本的な方向は現行計画を引き継ぐこととし、31施策については、必要に応じて今後検討していきたいと考えている。6ページには基本理念、7ページには、3つの最重要目標と9つの基本的な方向を示している。

8ページをご覧いただきたい。こちらは、大まかな改訂のスケジュール（案）をお示ししている。まず、改訂素案の作成に向けて、教職員・児童生徒へのアンケートを実施し、教育委員会会議を適宜開催させていただき、総合教育会議で協議していただく。協議を経て、改訂素案を8月に確定し、パブリックコメントを9月中旬までに実施する。次に、パブリックコメントでいただいた意見を反映した改訂案を、12月の市会教育こども委員会に報告し、そこで議員からいただいたご意見等も踏まえて、1月頃の総合教育会議で協議していただき、案を確定して、市会へ議案として提出するというスケジュールを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 大綱はこれでいいと思いますけれども、一つ気になるのがSNSの関係です。オーストラリアでもスマホの使用時間の制限、禁止なりヨーロッパでも謳っているということなので、重要目標の中に、項目としてあげるかどうかは別にしてスマホの取扱いとか、今でも確かにスマホの使用方法について子どもたちでいろいろ議論をしていますが、そこを強めに出す必要があるのかなと思います。今後の検討課題で気になっていることなので、これはまた後程、他の委員の方とも意見を出しながらまた詰めていければいいかなと思います。

【赤木委員】 計画改訂案のところで現行は2030年以降の社会を見据えると書いてあります。そして、国の教育振興基本計画を見ると、こちらは2040年以降と書いてあり、2024年の今から予測し、対策をするのは凄く難しいと考えています。現在は本当に変化が激しい時代で、大学の方でもカリキュラム改正を頻繁に行っていて、古いカリキュラムと新

しいカリキュラムがずっと走っているという状況です。具体例を挙げると、4・5年前までは「これからはプロジェクト学習が中心だ」と言っていましたが、今は「探究学習こそが効果がある」という有様です。つまり、10年おきというのは遅いのではないかということで、やはりもっと短く期間を区切って見直していくかないといけないと思います。途中で新たな要素が入ってくるので、特にAIですね。DXと書いてありますけれども、その変化が読めないということです。そして、最重要目標の3「学びを支える教育環境の充実」ですけれども、先ほどの不登校の話もありましたし、本当に学びが多様になってきているので、期間を決めて大筋を改訂するというのは良いですけれども、少しづつ、毎年見直さないといけない状況になっているのではないかと思います。以前なら10年ごとで良かったかもしれません、途中変更ができるシステムを作らないと、もう変化についていけないと思います。柔軟に変える、そして「学びの多様性」ということを意識しながら、改革を実行していただきたいという意見です。

【松浦政策推進担当部長】 計画期間は4年でございますけれども、半期目の2年で一度中間見直しというのを毎回挟んでおりまして、そのタイミングで、おっしゃっていたいたようにその時々の状況変化等々を踏まえて中間見直しをさせていっていただければと思っております。ありがとうございます。

【巽委員】 7ページのところに、3つの最重要目標の基本的な方向性が書かれていると思います。方向性としては大きくは変更がなくこの方向でいいと思いますが、私の中でこれに加えてと言いますか、検討材料としてデジタル活用力というのでしょうか、先ほどDXの話もありましたけれども、生徒自身も今後はAIとかデジタル技術を使いこなして新しい社会に貢献できる能力というのは絶対で、こういったデジタル活用力というところは今以上に必要になってくると思っております。心和中学校にもたまに足を運ばせてもらっていて、後は自分の大学の学生を見ているのですけれども、ここに健やかな体の育成とあります、最近、体より心の健康の方が不足しているというか体よりも先に心の健康でボキっと折れてしまう学生や生徒さんが凄く多くなってきていると思っています。体力テストも大阪市はあまり良くない結果がありましたが、正直体力は20歳くらいをピークで私たちは段々老化していきますけれども、子どもたちは体力はそこまで何かトレーニングをしなくてもある一定、骨の発達や筋肉の発達はあります。心の自分の感情とかコントロールとかストレスの管理、心と体の健康を保つ能力を養う力というのでしょうか、そのあたり、心の方が大事になってきているのかなと思っています。不登校の心和中学校を見ていても、

なかなか集団に入っていけない、嫌な一言があると退出してしまうとか、心和中学校が凄く手厚く対応を個々にしているのですけれども、これが高校や社会に出た時に果たして自立してやっていけるかとなった時に、もう少し心の方も一緒に頑張って向上していかないと課題はついてくるのかなと思いますので、心の健康、今の言葉で言うとウェルビーイングというのでしょうか、そのあたりも盛り込む必要があるのかなと感じました。デジタル活用能力と心と体の健康両方ですね、このあたりは凄く感じます。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。具体的な内容を検討していく段階で、検討させていただければと思います。

【平井委員】 本市の場合、振興基本計画で多岐に渡る取組をしている、これは非常に評価すべき点ですが、実際、現場がついていけているのかなど、検証しておくべき点もあるはずです。求められている教育が変容している以上、精査を繰り返し、原点に回帰して知・徳・体のバランスを抜本的に見直していただきたいですね。

【長谷川委員】 大竹委員や巽委員と同じくスマホ、情報といったところが気になります。今ある最重要目標1. 2. 3でおそらくどこかには入っているのだろうなと思っています。横断的に取り組まないといけないものをどう入れ込むのかというころを考えるとまた組み直しになるのも大変ですし、そのあたりは具体的な案を作る中で意見を申しあげられたらと思っております。よろしくお願ひします。

【多田教育長】 ありがとうございます。本日今後の改訂を進める中で法令上の位置付けであったり、現行の計画との関連性だったり、大きな枠組みというのをお示しさせていただいて、その中に先生方からDX、ICT環境の変化、その他にも子どもの心と体の問題について、いろいろと早速ご意見を頂戴しましたので、今後事務局の方で全般的な要素も加味しながら、また皆様方からご意見を頂戴して進めていけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

協議題第14号「国際バカロレア教育について」を上程。

中道第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、事務局において導入に向け約3年間検討してきたものである。その主な目的としては、本市教育振興基本計画に示す「グローバル人材の育成」をめざし、本市の探究・協働学習をより充実させ、探究・協働することで、自己の意見を主張できるようにし、自尊感情を高め、国際的に活躍できる人材を育成するというものである。本市の過去のDP(デ

イプロマ・プログラム) 取得経験や、学習指導要領との親和性の高さ等も踏まえて、本市教育の選択肢の一つとして国際バカロレア教育の導入を進めてまいりたいと存じる。また、この教育手法を活用することで、教員の授業改善や、児童生徒の情意面の向上等もめざしてまいる。加えて、他の学校の教育活動においても有効であるため、教員研修や授業見学、または人事異動等を通して、全市へ普及することをめざす。

それでは、資料に沿ってご説明する。3ページ目、令和元年に公設民営で開設した、水都国際中学校・高等学校で導入した高校課程で実践するDPはオールイングリッシュ等で授業を展開し、かつ大規模な改修を必要とするものである。今回、公設公営の公立小・中学校となるので、PYP(初等教育プログラム) /MYP(中等教育プログラム) になる。この教育によって導かれるものは、「主体的に学び続ける子ども」「グローバル人材の育成」となる。つまり、「先生、次何したらいい?」から「先生、次これしよう」「自分はこれがしたい」という児童生徒の育成をめざす。小・中学校の国際バカロレアは、日本語の指導であり、全人教育をめざしている。「知識・技能だけでなく感性や徳性を重視し、人間教養を深める」教育になる。いわゆる知識重視のみの教育ではない。また、すべての授業が、探究・協働学習になるのではなく、今と同じような教科の授業も行う。加えて、多様な教育的ニーズのある児童生徒、特別支援学級の児童生徒へもユニバーサルの観点がある。これらを踏まえ、現在、9年間の柔軟な教育課程を編成していることなど、公平性の観点から全市募集の施設一体型小中一貫校に導入をすすめてまいる。次のページになるが、すでに対象の全市募集6校の校長及び6区長へ事前に説明に伺い、12月2日に改めてご参考いただき文科省担当者、IBコンソーシアムのエージェント等を招き説明会を実施した。事務局としては、各校、各区の実情等を踏まえたうえで年度内にこの中から1校への導入を決定したいと考えている。すすめるにあたっては、教育委員会事務局としては重点予算としてすすめており、人的配置についても、推進する校内のコーディネーターを選定していただきため、対外的窓口となるコーディネーターの授業負担軽減等について、導入候補校には授業実践の令和8年度から加配等できるよう調整してまいりたいと考えている。

次の5ページ目は長期的な予定となる。左側、令和6年度、今年度に導入校を決定し、令和7年度には、教員研修や地域説明会等を行い、候補校としてバカロレア機構に申請する。申請が終わったら、令和8年度から10年度の3年間については、引き続き教員研修を実施しながら、教科目標等に沿わしながら探究学習や協働学習を3年間の授業実践を行い、認定をめざす。また、この期間に候補校とも相談させていただきながら、協働スペースの

拡充や、教育環境の充実に教室改造等を行う予定である。IBO(国際バカロレア機構)と学校が連携し、事務局も含めて3年間で実践・改善等してまいりたいと考える。最後のページは、全国の導入校の状況である。国内の241校のうち、公立学校は10校に導入されている。また、中等教育学校が多くなっている。これは、高校課程を中学校3年生で学ぶなど、DPのみがスコアと呼ばれる資格を取得することができるため、海外大学等へ繋がるものとなるからである。導入予定のPYP(小学校)/MYP(中学校)を卒業した生徒の進路状況であるが、DP課程の学校を受験する生徒もいるが、大多数はDP以外の通常の高等学校への進学が多いと聞いている。最後になるが、政令市における公立施設一体型小中一貫校での導入は、今回が初めての例となる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 「国際バカロレア教育」は大阪教育大学附属池田中学校が導入しているということですが、私はあまり関わっていなくて知らないので、これから勉強させていただかないといけないと思っています。小中一貫校から1校のみモデル校を選定する。なぜ1校なのか、ゆくゆくは全市への普及、検証を含めてということですけれども、国際バカロレア教育を導入するに当たって、費用面であるとか、実践する人材である等、気になります。今まで準備を進めてきてくださっていますが、どれくらいの費用や人的なリソースが必要なのか、その調査のために1校から始めるのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。ゆくゆくは全市への普及ということで大阪市の教育のグローバル化を図るということだと思いますが、まずは1校からというのはどういうことかということをお願いします。

【中道第3教育ブロック担当部長】 予算の事につきまして、実際に施設改修等の費用が3年間でかかります。それはどこの学校になるかによって、既存の状態がどうかによって金額は変わってきますが、一定の教員の研修費、国際バカロレア教育というライセンスを取るという認定されるための費用、ライセンス費用、そういったものが数百万単位で継続的にかかるということがございますので、同時に数校というのは難しいところもあるのかなというところで、子どもたち、児童生徒の実情にどの程度合っていくのかというところを検証しながら進めていくというような方向性で進めています。

【赤木委員】 ありがとうございます。施設というお話をしたが、明日大学で「未来型教室」というのをオープンするということで、「見学して、使い方を覚えるように」と言

われているのですけれども、そういうものですか。未来型教室ということでインターネットで繋いでということだと思いますが、教室一つを先進的なものに改造して、つまり、施設を改装しないといけないということは、バカロレアの導入に際してどういうことなのでしょうか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 観察に行きました学校の施設は実際に普通の教室もありますが、その教室の横に子どもたちが自由に自分たちで主体的に集まって相談をしたり調べたりするようなフリーのスペースがあつたり、バカロレアで大事にされている自分たちの調べたこと、発表したい、発信したいことをたくさん掲示するようなブースがあります。子どもたちは授業時間以外でもいろいろな子どもたちの考え方を吸収したり、あるいはまたそこに発信したりというそういった工夫があつたり、後はタブレットでやり取りすることも多いです。そういう環境などを整えたりするという事も必要であると聞いております。

【赤木委員】 ありがとうございます。この候補の小中一貫校6校の中で中之島小中一貫校を見学させていただいて、もう既にここでは今おっしゃったような施設が整っていて、適切ではないかなと思いました。こういう流れというのは大学の方でも研修を受けるのですけれども、最近また新しい言葉を覚えないといけないと思ったのは、MOOC(ムーク)で良いのでしょうか、Massive Open Online Courseということで、日本は後進国で対応が急務だそうです。文部科学省のWebサイトにも載っていますが、どこの大学で受けた授業も単位となってそれを集めると修士が取れるということで、「マイクロクレデンシャル」という言葉も併せて出てきましたが、そういうことに繋がっていくのかなと。この国際バカロレアを受けた子どもたちは全世界の大学の授業を無料で受けて単位を取って修士号を取るとか博士号を取るとかそういうことに繋がっていくのかなという印象を持ちました。大学もMOOCやマイクロクレデンシャルに対応していかないといけないので、そのために未来型教室を入れるのではないかとも思いました。

【多田教育長】 まずは構想段階から実施に着手するというところですので、赤木委員の方からDP(ディプロマ・プログラム)を卒業した後、大学の選択の中では幅広く世界中にいろいろなところへの進路があるかと思います。今後公立小中一貫校では日本では初めてというようなことでございますので、いろいろな課題をまた出して、ご議論をいただくようなことで進めていけたらと思っております。

【平井委員】 IB(国際バカロレア)については、デュアルランゲージモデルという

ことで、英語でも日本語でも可ということになっていますが、導入に踏み切ると、学校文化が大きく変わってしまうということは下敷きにしておかなければなりません。教員の確保だけでなく、サポート体制の充実という点で、IBトレーニングやIBワークショップに参加しないといけないのではないかと思う。負担増は確実ですから加配教員や外部協力者が必要です。先ほどマイクロクレデンシャルの話が出ましたが、日本のカリキュラムとの整合性を検討しておかなければならぬように思います。現行の学習指導要領はかなり柔軟性がありますから、工夫次第で対応ができるかもしれません。そして費用面。IB認定校は多額の認定費用があるのと更新費用があるのではなかつたでしょうか。かつてIBが広がっていましたが、成果が二極化しており、その一つとしてあがるのが更新費用です。IBはある意味、背景知識や論理的知識を高めていくので非常に到達度の高い児童生徒を育成することは可能だと思いますが、先進校の課題も研究されて、長く続く学校にしてほしいと思います。教員の確保とサポート体制、日本の教育課程との整合性、費用面、上手に回していくことを期待します。

【中道第3教育ブロック担当部長】 平井委員がおっしゃるように、人材の確保というのは一番大きなポイントだと感じています。人事配置含めまして、今後しっかりと検討していく必要があると考えております。整合性につきまして、それからランニングコストの担保につきましてもしっかりと議論、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【長谷川委員】 グローバル育成を含めた多様化の方向性の大きな方向としては異論はありません。保護者だったらどう思うかというところからいくつか申しあげたいと思います。一つ目はバカロレア教育といった時に、メリットは国際的な大学を受ける資格が得られることではないかなと思っていました。高校であればそのメリットは活かせると思いますが、小中で活かせるメリットとしてそこが親目線で見にくいかなと思っています。探究的な学習をするとか先進的な今後繋がる何かがあるのだろうなと抽象的なものは何となく感じはしますけれども、それで小学1年生から行かせるかというところは結構大きな決断かなと思います。同時に他の小学校でも同じように探究学習を今進めているのではないかというところからすると、なぜこの学校に行くのかというところを少しあわかりやすい形で打ち出していくかないと、せっかく全市募集にしても行く子どもが少ないのかもしれませんと思います。もう一つが先ほど小中一貫で入れるかどうかの話をしましたけれども、やはり9年間は長いと思います。親としては行かせたものの合わなかつたという時に、

戻せる手段があるのかとか、元々そこの地域に住んでいるので第1選択はそこの小学校になるけれども、うちの子どもは普通の学校に行かせたいという人の選択肢が狭まらないようにとかそのあたりの選択肢をきちんと確保することと、できれば流動性を持たせるのがいいのではないかと思っています。

【中道第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。長谷川委員がおっしゃったように、国際的な大学に行けるというようなイメージということで高校のDP課程が関連するのですけれども、今回小学校と中学校で行うというところにつきましては、他のいろいろな学校で探究学習は進んできておりますが、今回初めて国際バカロレア教育のプログラムを使って、より今までしていることを深めていく、充実させていくというところでは、一定子どもたちが主体性を持って自分で勉強していく、学んでいくということを身につけていくということで、学力をすぐに上げることももちろんですけれども、学びに向かう姿勢をどう育てていくかというところに主眼を置いているというような捉えで我々は進めているところでございます。9年間は長いというところもありますけれども、視察に行った時に小学校1年生の子どもたちは本当に「虫と蛙はどちらが食べられたりするのか」といった授業があって、そういうところからスタートしていますが、6年生くらいになると、一つのテーマでディベートのような感じでグループに分かれて、賛成、反対の論を言いながら傍聴者はそれを評価しているというようなレベルが段々上がっていこうな場面も見せていただいて、やはりそれは積み重ねていくことで1年ずつステップが上がっていくのかなと感じたところでございます。実際にそこを選択することや、全市募集で選んだりするところの情報発信の仕方、説明の仕方というのは丁寧にしていく必要があると思いますし、実践期間の3年間ではその学校で試行錯誤しながらそういうことを取り組んでいますので、学校公開しながら発信をしていって皆様のご理解をいただくよう支援していきたいと思っているところでございます。

【大竹委員】 実際の企業の立場からいくと、よく似た例でデミング賞というのがあってこれは品質管理ですけれども、これを取るために一時期ブームになって、これを取ると国際的にも評価されるということでその時に何が問題になったかというと、一つは対応するための社員の能力、今回の場合でいうと教師です。教師をどう育てるのかというのが一つです。またデミング賞の認定をとるためにお金がかかる、毎年更新のためのお金もかかるということで、非常にブームになりましたが下火になってきています。逆にいふとデミング賞に固執するよりも日本の品質管理でもいいのではないかという考え方も出てきて

います。そういう面で比較するとバカラレア校ではなくて一般の小学校、中学校でも探究型をすればいいのではないかというような議論のより戻しがあるので、バカラレアの認定を取るかどうかというのは今の議論を聞いていると10年、もっと前20、30年前のデミング賞の時のいろいろなハードルの問題、お金の問題、人材の問題などいろいろハードルは高いなという気がしました。これは良いか悪いかではなくて感想だけです。

【中道第3教育ブロック担当部長】 いろいろな角度で検討を進めていく必要があるかといろいろなご意見を聞いて考えているところでございます。ありがとうございます。

【翼委員】 探究型学習、教科横断型学習、今現行も行っているものかなと思っていますけれども、先ほどの説明でより深める、より主体性にという言葉がありましたら、現行もさらに深めて主体的にというのと何が違うのかというのは正直わかりにくい部分がありました。そちらの方がより深めて主体的にという方がいいのではないかと思うのと、保護者の一人としては、小中一貫校への導入を検討するということですけれど、中学校3年生のゴール時点の普通校とバカラレア教育の違いは何なのだろうと。バカラレア教育ならこうなっています、こういう教育を受けてというところをより明確にした方が、保護者にアプローチする意味でも分かり易いと感じました。将来的に全市への普及ということで掲げていると思いますが、何を以って良しとして普及していくのか、何を検証するのかなというのも気になりました。何か考えられていることはありますか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。中学校3年生の終わる段階で一般の学校とどういうふうに違うのかというところになりますが、現在進めていく中で考えていますのは、同じ学習指導要領に沿った学習内容を履修した状態として普通の授業ももちろんしますが、その中でずっと9年間を通して、探究や協働の学習スタイル、手法を続けていくことによる本人の主体性であったり、自尊感情であったり情意面での前向きなモチベーションというところが非常に大きな差となって出てくるのではないかと予想しております。実際に視察に行った学校が何年間か続けていく中でそういう話もされていましたし、我々がイメージしているところもそれに当たる形にはなっているかなと思っています。検証という事でいきますと、実践期間の3年間、それ以後に認定されずっと継続していく中でやはりしっかりと振り返りをしながら、子どもたちや保護者にもしっかりとアンケートを取りながら、また学力も含めていろいろな検証の手法を取ってどういったところが違うのか、しっかりと効果が出ているのか、そこはまた検証していく必要があると考えています。その部分につきましては、今後も進めていく中でしっかりと考

こうと思っております。

【多田教育長】 一つは今後の取組ということで、カリキュラムの特質というのでしょうか、学習指導要領に基づく通常の学校運営、授業のスタイルがどう違うのかということをもう少し具体的に説明させていただく必要があるのかなということと、差し当たって導入校を今後選定に入るとはいいますものの、学校全体をそういう学校として指定することにもなりますので、保護者の目線、子どもから見た時にどうなのかということは本当に大事なことだと思いますので、子どもたちにとってその9年間を過ごすことによる効果、当該校を卒業したことでのういうふうに育っていくのかということもしっかりと我々が見据えて進めていかないといけないというようなことも思いました。人材の確保、費用の負担であったり、学校としての持続可能性であったり、様々な問題がございますので、年度内にいろいろ作業的には進めたいと思いますが、その都度課題もまた出てくるかと思いまして、必要があればこの件についての改めてのご説明の機会を設けさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。本件につきましては、来年度の予算にも関わりまして、市の重点施策という位置付けでもございますので、一旦進めさせていただく中で候補校の選定についても、資料の中にありますように、なかなか前に進まない場合については一旦立ち止まるということもあります。そうならないようにはしたいですが、慎重にかつ丁寧な進め方で取扱いを進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

報告第43号「令和7年度予算要求状況について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページ、3の「予算要求状況について」であるが、これは、局内の要求事項をとりまとめ、現時点での内容を記載したものであって、これをもとに、財政局等関係部局との折衝を行っている。教育委員会事務局の予算要求額は、2,565億8,332万円を計上しており、前年度と比較して学校施設整備に係る事業費や学習者用端末の更新経費の増等に伴い、437億2,340万円の増となっている。主な事業については、教育振興基本計画の最重点目標ごとにご説明するが、説明については、時間の都合上、新規及び拡充事業を中心にご説明させていただく。なお、新規事業は事業名の前に「新」、拡充事業は同様に「拡」と記載している。

まず、「安全・安心な教育の推進」関連であるが、3ページをご覧いただきたい。上から

三つ目の「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」をご覧いただきたい。学校生活にスムーズに入るための、就学直後のプレクラス実施をはじめ、日本語指導や母語・母文化の保障及び多文化共生教育の推進を図るものである。この間、外国から編入する児童生徒が増加している状況を受けて、転・編入してから1年目までの日本語指導が必要な児童生徒に対し、新たに学習者用端末に機械翻訳を導入することにより、初期日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実や教員の負担軽減を図ってまいる。次に、上から五つ目の「大阪・関西万博にかかる学校園への啓発及び参加事業」であるが、大阪府の万博児童・生徒招待事業に参加し、児童生徒が万博を実際に体験することによりSDGsへの関心を高めるとともに、持続可能な社会を担う人材の育成をめざしてまいる。なお、各家庭で費用負担の心配をすることなく、安心して多くの児童生徒に参加してもらえるよう、会場への交通費については、本市が負担することとしてまいる。

次に、「未来を切り拓く学力・体力の向上」関連であるが、4ページをご覧いただきたい。下から二つ目の「国際バカロレア教育の導入」であるが、家庭の経済力等にかかわらず、公立教育において世界標準教育プログラムである国際バカロレア教育を導入し、探究型の教育手法を深化させるとともに、グローバル人材の育成をめざしてまいる。今後、学びの連続性などの観点から、既に柔軟な教育課程の編成をしている全市募集型小中一貫校の中から候補校を1校選定し、国際バカロレアが定める研修や授業実践など、必要なプロセスに沿って国際バカロレア校の認定に向けた取組を進めてまいる。次に、その下の「学校給食費の無償化」であるが、教育費における保護者等の負担軽減を図るため、令和7年度も無償化を継続してまいる。

次に5ページをご覧いただきたい。「学びを支える教育環境の充実」関連であるが、下から二つ目の「本務教員による欠員補充制度」である。全国的な教員不足のなか、年度途中からの産休・育休取得者等の代替講師に欠員が生じている状況を解消するため、令和6年度から新たに配置している本務教員の人数を、65人から130人に拡充してまいる。欠員の解消により、教育水準の維持向上を図るとともに、教員の働きやすい職場環境を確立し、本市教員の魅力向上につなげてまいる。次に、「部活動指導員活用事業」では、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置人数を580人から650人に拡充してまいる。

次に、6ページをご覧いただきたい。一番上の「スクールサポートスタッフ配置事業」であるが、教員の負担軽減を図るため、時間外勤務が多い小中学校から段階的に配置を拡充してまいったが、令和7年度からは全小中学校に週30時間のスクールサポートスタッフ

を配置してまいり。次に、「ワークライフバランス支援員の配置」であるが、育児や介護の負担が大きいなど支援が必要と考えられる教頭の在籍校や、課題のある学校などに配置しているワークライフバランス支援員の配置校を、100校から130校に拡充してまいり。次に、「部活動の地域移行事業」であるが、休日の部活動を地域で行うことにより、教員の負担を軽減するとともに、地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の実現を図るものである。国は、休日の部活動から地域の実情等に応じて段階的に移行することとしており、本市としても、モデル拠点における実践研究を行うとともに、国の動向等を見極めながら、課題や具体的な進め方等を検討してまいり。

次に、7ページをご覧いただきたい。一番上の「老朽鉄筋校舎改築事業」及び、二つ目の「校舎補修等整備事業」である。学校施設整備については、「大阪市学校施設マネジメント基本計画」に基づく事業を計上しており、学校施設の良好な環境を整備してまいり。なお、下の枠囲み部分にあるとおり、国の令和5年度総合経済対策に基づく補正予算を活用するため、本市においても、令和5年度補正予算において、令和6年度当初予算への計上を予定していた事業を前倒しして計上し、令和6年度に繰越を行っていることから、令和6年度の事業規模としては、令和5年度補正繰越と令和6年度当初予算を合わせたものとなる。今年度においても、本年12月17日に国において成立した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく補正予算に対応するため、令和7年度予算に計上している事業の令和6年度補正予算への前倒しを検討してまいり。また、「校舎補修等整備事業」の後段にあるとおり、避難所ともなる小学校の体育館への空調機整備について、令和7年度中にPFI事業者による設計・工事等に係る契約締結を行い、令和8年度から令和10年度末までの3か年での整備に向け、取組を進めてまいり。最後に、「今後の予定について」であるが、今後財政局との折衝等を行い、令和7年度予算案がまとまつたら、改めて教育委員会会議にお諮りしてまいり。その後、2月に市全体の予算案を市会へ提出し、審議を経た上で3月に議決を得る予定である。現時点での予算要求状況の報告は以上である。

協議題第15号「令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの実施内容について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日は、来年度の選考日程と、大学推薦特別選考特例にかかる選考内容の変更の2点についてご協議をお願いしたいと思う。

選考日程について、これまでの経過は、令和5年5月文部科学省より、令和6年度実施の第1次選考について、令和6年6月16日を一つの目安とした選考日程の前倒しと、最終合格発表の前倒しについて検討するよう方向性が示された。本市では、文部科学省の方向性、他都市の動向等を踏まえ、今年度は選考日程及び最終合格発表日を前倒しし、実施した。令和6年4月文部科学省より、令和7年度実施の第1次選考について、令和7年5月11日を一つの目安とした選考日程の更なる前倒しと、最終合格発表の前倒しについて検討するよう方向性が示された。前倒し日程で実施した今年度の結果や、大学関係者との意見交換会で更なる前倒し日程での実施については、多くの慎重なご意見等があったことに鑑み、来年度の教員採用選考テストの実施日や結果発表時期の更なる前倒しは見送りたいと考えている。志願者数、受験者数の増減は、日程の前倒しだけに左右されるのではなく、様々な要因が影響していると考えるが、前倒し日程での今年度教採の実施結果について、志願者数、受験者数ともに前年度より減少し、前倒ししたことによる好影響は見受けられなかつた。さらに、文部科学省調査による早期化の効果分析結果でも、早期化を行つて受験者総数や新規学卒受験者数が改善した自治体とそうでない自治体が混在する結果となつたことが報告されている。以上を踏まえ、来年度の教員採用選考テストについては、今年度と同様のスケジュールで実施したいと考えている。

更なる受験者の確保のため、大学(大学院)・教職大学院推薦特別選考の小論文を廃止し、選考における受験者の負担軽減を図りたいと考えている。現行選考方法について、現行は、大学からの推薦書、成績証明書、小論文の内容を総合的に判断し選考しているが、「教員採用選考テスト受験者総数が毎年減少し続けていること」や「当該特別選考で受験する受験者は、大学での学内選抜を経て、推薦を受けることが決定しても、出願のために更に小論文を作成しなければならず、負担になっている」といった課題がある。そこで、小論文を廃止し、選考における受験者の負担軽減を図りたいと考えている。なお、この選考の対象者は第1次選考が免除となるが、第2次選考の筆答及び面接において、専門性や人物をしっかりと評価していく。本日のご協議を踏まえ、来月、改めて教育委員会会議で「令和8年度の教員採用選考テストの要項、受験案内」をご審議いただく予定であるが、ご説明した内容については、受験者の受験準備等に影響することから、来年度のスケジュールでテストを実施と、大学(大学院)・教職大学院推薦特別選考における小論文の廃止については、12月25日に公表したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 教員採用試験の早期化について何年か続けた上で効果を見てほしいところです。この間、受験者の確保のため、負担を軽減する観点から小論文を廃止するという事ですが、そうなると大学側がきちんと責任を持って推薦することに尽きると思います。小論文がきちんと書けるかということは教員になる者にとって非常に大事だと思いますが、それが負担になっているということであれば廃止をして、大学に一層の厳密な選考を求めるということでいいのではないかと思います。

【巽委員】 今後の志願者、優秀な人材の確保ということで大阪市は力を入れていかないといけないと思っていますが、先日、神戸市が2026年度から部活動の指導者の廃止を決めました。愛知県の豊橋市は2025年9月から土日を完全に部活動を地域に移行するということですが、志願者に影響するのかどうか、特に神戸市の動向は注視しないといけないと思っています。次年度以降、神戸市がもの凄く増員した場合に考えられる原因の一つかと思いますので、神戸市と豊橋市の教員の募集状況はよく見ないといけないと思っております。

【多田教育長】 働き方改革の中で巽委員がおっしゃいましたように、部活動への指導というのは非常に大きなテーマということで、大阪市でもいろいろ取組はしておりますが、政令指定都市の中でも大阪市と同様の規模である神戸市が先行して思い切った方向を示されましたので、我々もどのような形で進めるのかも含めて、部活の在り方という側面と人材の確保ということと両面あるかと思いますので、しっかり見て、また大阪市も参考になるところがあれば取り入れていくようにさせていただけたらと思っております。ありがとうございます。

議案第117号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対し懲戒処分を行うものである。被処分者は、小学校教諭で、処分内容は、懲戒処分として免職とする。

事実の概要について、(1) 令和5年3月15日、当該教諭は、運転免許の更新手続きを怠り失効した状態で、大阪市東住吉区の道路上において無免許運転を行った、(2) 翌16日、大阪市阿倍野区の道路上を無免許運転し、被害者Aに自車を衝突させて路上に転倒させ、加療約12週間を要する右大腿骨頸部骨折の傷害を負わせたが、措置義務を怠った、(3) 同

月26日、運転免許を再取得後、大阪市東住吉区の道路上を運転し、信号待ちしていた被害者Bの自動車後部に自車前部を衝突させ、被害者Bに加療約9日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた、というものである。

発覚の経緯について、令和6年8月2日、当該教諭は道路交通法違反及び自動車運転死傷行為処罰法違反の疑いで大阪地検から起訴された。同年10月25日、大阪地裁において第1回公判が開かれ、当該教諭は検察からの公訴事実を認め、争わない旨確認した。同月30日、服務・監察グループにおいて、当該教諭へ事情聴取したところ、本件事案1～3が事実であると認めた。同年11月11日、大阪地裁において、懲役1年4月執行猶予3年の判決が当該教諭に言い渡されたが、同月22日、当該教諭は判決を不服として、大阪高等裁判所へ控訴した。なお、当該教諭に対し、始末書の提出を指示したが、体調不良や本件事案1～3を思い出したくないとの私的な理由を基に、提出はない状況である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第118号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は、中学校主務教諭で処分内容は、懲戒処分として停職2月とする。

事実の概要について、当該教諭は、自転車で通勤する旨を届け出ていたにもかかわらず、認められていない自動車による通勤を令和6年5月に1日、同年7月下旬から10月24日までの間、少なくとも25日行い、9月、10月に関しては常例的なマイカー通勤を行った。また、管理職からの聞き取りに対して虚偽の報告を行ったというものである。マイカー通勤禁止の周知状況については、同校校長から、職員会議等の場で注意喚起を行っており、当該教諭はマイカー通勤が禁止されていることについて了知していた。令和6年9月17日に当該教諭のマイカー通勤を目撃した旨の通報があり、同校管理職が見回りを続けたところ、主に学校から1キロメートル程度の駐車場までマイカーで通勤し、自転車に乗り換えて通勤していることがわかり、10月21日に同校管理職から事実確認と指導を行ったが当該教諭はマイカー通勤を認めず、10月24日にも校区内に当該教諭のマイカーが駐車されていたため、退勤時に再度指導したが、マイカー通勤を認めず、服務監察グループからの事実確認においてマイカー通勤を認めたものである。令和6年9月、10月については、通勤手当の

受給要件を満たしていないことから、当該期間分の通勤手当8,400円を戻入させる。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第44号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、1月1日付けの人事異動に関するものである。全市における人事異動日程にあわせ、12月23日に本人内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により本日ご報告するものである。

第1項について、報告第41号でご説明した、総務部教育政策課担当係長を兼務する旭区役所企画課担当係長の後任として、旭区役所地域課担当係長、山本竜司を充てることとした。次に、第2項について、総務部教育政策課担当係長を兼務する住之江区役所保健福祉課担当係長である味谷博文が、万博推進局に転出となるので、兼務を免することとした。その後任に新たに兼務するものとして、第3項になるが、住之江区役所勤務であった白井清隆を昇任のうえ充てることとした。続いて、第4項について、学校運営支援センター勤務である大越千春を生涯学習部担当係長に昇任のうえ充てることとした。第5項について、生涯学習部担当係長である池華代が、万博推進局機運醸成部参加促進課担当係長に転出する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

（5）多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員